

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4

524
562

獨逸の雇主組合

協調會調查課

524-562

獨逸の雇主組合

(本篇は W. Krueger: Employer's Associations in Germany
International Labour Review vol 14, 3. Sept. 1926 による)



論



(1) 獨逸に於ける初出の産業團體が目的としたといひは、學術的、技術的乃至經濟的なものであつて、其後本來の意味の雇主組合が發生するに及んで、其は、特に經濟的目的から見て、既に進歩の第一階段を歩んでゐたものであると稱する事が出来る。體、此雇主組合組織の企は、既に古く一八六〇年の昔に始まつたのであるが、其以後一八六九年迄の間は其運動は極めて不確定なもので、纔かに一八八九年及一八九〇年に至つて、始めて其勢力の大なる伸張を見るに至つたのである。一九〇三年のクリミツトシャウの同盟罷業(the Crimmitschau strike of 1903)は、實に獨逸に於ける雇主組合運動

の轉回點を成すもので、此れによつて、始めて雇主組合中央委員會(Central Administration of Employers' Associations) 及獨逸雇主組合總同盟(Union of German Employers' Association)が組織せらるゝに至つたのである。其後一九〇四年から一九一三年迄の間は、昔の經濟的な二個の中央團體に相應する、此等二個の團體が並存して、互ひに同じ様な働きをしたのであるが、一九一三年に至つて遂に此等二個の團體が合同して獨逸雇主組合聯合會(Federation of German Employers' Associations)を形成するに及んでからは、雇主組合の活動の範圍及勢力は、労働組合の活動に對する防禦手段であつた其本來の目的から離れて、廣い一般社會政策の領域に迄擴がつて來たのである。

II

獨逸雇主組合運動の歴史、活動及政策を國際的な觀點に立つて研究するには、先づ第一に、此『雇主組合』(Arbeitgeberverband)といふ語の獨逸に於ける意味を正確に定義し、他の產業團體(労働者組合——Arbeitnehmerverbänden)と此種の團體との相異なる點を明らかにする事が肝要であると思ふ。殊に、獨逸の雇主組合は他の產業團體と全然別個の活動領域を有し、長い歲月の經驗上から此等種々の產業團體に就いて、夫々の活動領域を明確に定めることが出来るのであるから、愈々其然のを思ふのである。

獨逸には、雇主の經濟生活上の職分の各々に就いて、夫々の產業團體が發達してゐる。一體、雇主といふものは、技術家として、材料の組織及生產の工程を監督する義務を有し、商人として、其事業の經濟的產出力を保證し、其商品の販路を發見する職分を負ひ、又雇主として、其雇人と協働する責任を有するもので、相寄り相集つて此等種々の領域に於ける其責

任を果す機關として茲に三種の組合が發生した譯である。詳しく述べば、其中の科學的及技術的組合は作業方法を完全にする事を目的とし、經濟的組合は生産費の節減生産額の增加を圖り、雇主組合は、生産が滞りも軋轢もなく行はれる様に雇主と雇人間との調和的關係を維持するを以て目的とするものである。

科學的及技術的組合の目的は、雇主の知識を廣くし、此によつて其企業の改善を行ふを得せしむるに在るのであつて、既に充分な技術的訓練を経た雇主に絶えず最新の技術的進歩に應じた科學的教育を施すといふ意味に於いて、此組合は或程度迄雇主階級の高等教育を目的とする學校であると稱することが出来る。

(1) 科學的組合の例としては次の組合を擧げる事が出来る。デュッセルドルフ(Düsseldorf)の獨逸鐵鋼専門家組合(Verein deutscher Eisenhütten Fachleute)及柏林の獨逸技術家組合(Verein der deutschen Ingenieure)

經濟的組合は、生産及市場の發達を圖るを以て目的とするもので、其問題とするところは、企業の經濟組織、生産額の増進、生産手段の有效な使用方法、及有利な買入等の諸問題であつて、技術家も此點に或關係を有することは疑のないところであるが、併し此方面の知識は矢張商人の側から報告を受けてゐるのであつて、此種の組合と科學的組合とが根本的に相異なるところは、實に此點に在るのである。一體、買手と賣手、生産者と消費者の利益は、相互に相反してゐる場合が多いのであつて、經濟的組合の目的は、實に或一定部類の人々の共同の利益を保護する爲に、同様の利益を有する人々の勢力を結合するに在るのであるから、従つて其結果、此等の組合の數及分派が非常に多くなることは否み難い事實であつて、たゞに炭坑業及冶金工業の如き大產業に於いて、雇主が其の勢力を結合して、經濟的利益を擁護するばかりでなく、最も小さなそして又最も専門的な職業に於いてさへ、此のやうな組合は日々に其の數を増加してゐるのである。併し此様

に並行的な活動をしてゐる無数の組合は、相寄り相集つて、總ての方面に就いて交合し、先づ或一産業の各種部門に共通した一定の原則が現はれ、次に産業界全體の各種部門に共通の一定の原則が生じ、各種の經濟的職業全部を其目標とする經濟政策が起つて來るもので、組合は先づ所在地別(by locality)に、次に、地方別(by district)次に聯邦別(by state)に聯合し、最後に全國に跨つた一大聯合會を形成したのであつて、此様な聯合を形成する事は、其組合員の利益を充分に保護する爲に是非共必要な事柄であつたのであるが、併し又之と同時に個々の組合の要求する個別的利益を共通の利益に適合させる事が必要になつて、一般意思の原則(principle of general will)は個別意思(individual will)の上位を占める事となり、產業政策は茲に始めて、其敵手に對して出來る限りの最良の結果を得るの手段となつたのであって、從來並存的關係を保つてゐた産業團體は上下的關係を保つこととなり、從來の分散的傾向に對して集中化的傾向が現はれ、此ビラミッドの頂點に、經濟的職業別組合と地方別及所在地別組合との二種の組合を基礎とした、全獨逸產業聯合會(Reichsverband der deutschen Industrie)があるのである。

(1) ライアロッカ(Leibrock)に據れば、經濟的組合の種類は次の如くである。

(ア)職業別組合(Fachverbände)即ち類似の經濟的目的を有する者を結合せる明瞭な利益團體である。例、獨逸鐵鋼業組合(Verein deutscher Eisen- und Stahl-Industrie)、獨逸機械製造工業組合(Verien deutscher Maschinenbauanstalten)、獨逸電氣技術業中央組合(Zentralverband der deutschen electrotechnischen Industrie)、獨逸褐炭工業組合(Deutscher Braunkohlenindustrie-Verein)、獨逸加工業組合(Verein deutscher Kleininteressen)

(乙)地方經濟的組合(Landwirtschaftliche Verbände)即ち經濟政策及運輸に關する問題に就いて其組合員の地方的利益を擁護するものである。例、バゲニア製造業者組合、ヴァルテンブルク製造業者組合、テューリンゲン製造業者組合、ライン州、ウエスト

ヘトマトの共同の經濟的利益の擁護組合(Association for the Protection of the Common Economic Interests of the Rhine Province and Westphalia)等。

(丙)特殊組合(Zweckverbände)即ち數種の産業又は數個の組合に共通する特殊利益を保護するものである。例、獨逸外國貿易振興組合(Verband zur Förderung des deutschen Ausserhandel)、外國に於ける獨逸の經濟的利益の伸張組合(Vereinigung Zur Förderung deutscher Wirtschaftsinteressen im Auslande)、通商條約調査中央委員會(Zentralstelle für die Vorbereitung von Handelsverträgen)、(丁)中央組合(Zentralverbände)即ち、其中に生産の全部門を包含し、其主要の共通利益を保護するものである。例、獨逸產業聯合會(Reichsverband der deutschen Industrie)、獨逸手工業全國組合(Reichsverband des deutschen Handwerks)、獨逸銀行業中央組合(Zentralverband des deutschen Bank- und Bankiergewerbes)、獨逸卸賣業中央組合(Zentralverband des deutschen Grosshandels)、獨逸小賣業聯合會(Hauptgemeinschaft des deutschen Einzelhandels)、ヘルダス及ローメンカン聯合會(Reichslandbund)等。

經濟的組合が十九世紀の五十年代、六十年代及七十年代に組織されたのに反して、經濟的利益の保護を目的とする第三の組合として雇主組合が現はれて來たのは、其より後のことであつた。雇主組合の抑々の始は『効には凡て反動がある』といふ物理學上の古い原理に従つて、勞働組合に對して雇主が一人々々では到底對抗が出來なくなつて、其に對する防禦手段として發生したもので、其目的とするところは、雇主間の連絡を保ち、勞働者の代表と雇主の代表とが協定して勞働條件を定めるといふ事に在つたのであるが、今日では、最早經濟的組合の場合の様に、相手方を打ち負かすといふ事は左程重要な事ではなくなる。寧ろ社會的な人間的な關係といふ事を主として考へる様になつた。

一體、此様な判然とした廣汎な活動領域に對しては、別に一種特別な團體の必要な事は極めて明らかで、雇主組合の最初の目的であつた勞働條件の調節といふ事も、單に一般的な産業的立場からのみ之を行ふ事は出來ない。此と同時に地方

的な考慮も併せて行ふ事が必要であるのである。尙其上、一旦事が起つて此に就いて労働者側と平和の協定を得る事の出来なかつた場合には、此に對して飽く迄も抗争するだけの準備をしなければならないので、經濟的組合の場合に比して、其自ら定めた制度を明確にして置く事が遙かに必要である。即ち此様な事件に備へる爲には、組合員の犠牲の精神と頗る多額の財源の準備とを必要とするので、此目的の爲に、雇主組合では、其組合員に對して比較的に高い會費を課し、此によつて其準備金を設けることとした。

雇主組合が其行動の集中化及協同を行ふ事は、其組合の精神たる協同の精神の必然の歸結であつて、労働條件の交渉に就いて組合員相互の接觸を圖り、經驗を交換する事が極めて利益であるとするならば、此と同じく闘争を行ふ場合に組合員間の統一を保つ事も亦極めて重要なことゝ謂はなければならない。又此と同時に、社會政策といふ大問題に直面する必要からいつても、集中化といふことが必要となるのである、何となれば、雇主は一團となつて雇主組合を結び、其社會的權利の擁護の爲に堅固な前衛を設ける事が肝要であるからである。

歴 史 的 研究

運動の始

獨逸の雇主組合の歴史は、労働組合の歴史と不可分の關係に立つてゐる。既に一八六〇年、労働組合運動が尙未だ搖籃の時代に在つた時に於いて、早くも雇主組合を組織しようとした試験的な企が行はれた。此時代の獨逸は、丁度産業的自

由の發達によつて、經濟的及技術的狀態が一變し、舊來の關稅の障壁が廢止されて、古來の農業國家であつた獨逸に全然新しい經濟制度及社會制度が行はれることゝなり、昔の社會的區別であつた大地主、小地主、商人、職人、小ブルジュアの他に、新たに雇主及雇人の二つが加はることゝなつた。又資本主義の不斷の發達、分業の増進、市場の發達、企業の膨脹等の爲に、經濟生活は其全體に於いて變革し、此等の事情が相寄り相集つて、社會經濟に於ける多數者の支配が始まつたのである。

さうして此様な時代の動きと共に、工業家は其競爭者と不斷の闘争をすることゝなり、經濟問題及技術問題が愈々其數を増すに從つて、彼等は最早其雇人との關係などを考へる餘裕のないものになつてしまつた。營利主義の發達は、労働者を家族の一員の如くに考へた昔の家長的な制度を根柢から破壊し、個人的なる多數の小企業は、非個人的にして且つ非人格的な機械的の仕事に代つて、勤勉と精力とによつて常に獨立の地位を得ようとしてゐた何千人の人々の希望を奪つてしまつた。かやうにして夢から醒めた大衆の生活は、愈々苦しいものになつて、雇主と労働者との間の對立は益々著しくなつた。

結社の自由が認められたのは、サキソニアでは一八六一年、普魯西では一八六七年であつた。階級闘争は茲に始めて、政策の領域に迄及んで來たのであつて、労働者の團結は急激に發達し、労働階級は經濟的自由と政治的權力の獲得の爲に抗争する事となり、無產階級の運動は、大衆の爲に大衆の獨立を保證する事となつた。さうして此合言葉に動かされて、大衆は其力を振ひ戦を挑んだのであつて、其が經濟的に見て何程の實現の可能性を有するものであるかといふ事も知らなければ、產業の集合的利息の上から見て其力に課せらるべき制約の如何なるものであるかも顧慮することなく、只管に無

秩序な同盟罷業、暴動、騒亂に耽つたのであつた。

労働組合の數が漸次に増加するに従つて、賃銀及労働時間に關する闘争が愈々劇烈を極むる様になつたが、雇主は全く此に抗争するだけの力を有つてゐなかつた。自分の事業を麻痺させたくないと思へば、假令どの様な要求でも、唯々諾々として労働者の要求に従はねばならなかつた。而も尙此本來の同盟罷業の他に、所謂『覺醒ストライキ』(Erwachungstrikes) といつて、其指導者の言ふ所によれば、無自覺な労働大衆を其睡から醒まして、其力即ち大衆の力を實現する事を目的とするストライキ迄が勃發したが、此政策は心理的に頗る大なる效を奏して、労働階級の間に團結の精神を呼び醒ますに至つたのである。

第一のストライキ時代は、六十年代の中頃から一八七三一一一八七四年に跨つてゐる。此時代は、好景氣時代であったから、労働者側は絶えず成功を收め、賃銀の増額及労働時間の短縮を圖ることを得たが、併し雇主側も此労働組合側の成功を見て、労働組合の政策に應戦するだけの準備をする事の必要な事を段々に考へる様になつて、労働者團體に對抗し労働組合の要求に抵抗する目的で、組合を組織しようとする企が起り、茲に始めて、雇主組合が發生した。一八六九年には獨逸印刷者組合 (Deutsche Buchdruckerverein) が發生し、同年又、古い經濟的組合であつた獨逸革手袋製造業者組合 (Verein deutscher Glacéhandschuhfabrikanten) が雇主組合になつた。

然らば労働階級の集中的運動に對する國家の態度は如何なるものであつたか。國家は最初は法律及び秩序の維持といふ事だけを行つてゐたのであつて、其後は工場法 (factory laws) を通過して、労働者の境遇の改善に協力するといふ風であつたが、併し其後、所謂一八七八年の社會主義鎮壓法が出て、實際上に於いて政治運動及び労働組合組織の基礎を不可能

ならしめたのである。けれどもこれによつて、現存する労働組合の發達を如何ともすることが出來なかつたが爲に、一八八六年以後は、同法の適用を緩慢にし、遂に一八九〇年に至つて同法を廢止してからは、労働組合運動は再び其の勃興を見たのである。

併し既に早くから現はれた雇主間の組合運動が此時期に停頓したといふのは、強ち此等の國家の發した法令の爲ばかりではなかつた。雇主の間に團體に對する信賴の念のなかつた事も其一つの原因であつたが、其他にも尚、雇主階級の間に性質上の差異があり、各個人及各企業の經濟的及商業的利益が相異つてゐたことも、雇主間の組合運動を困難ならしめた原因であつたのである。

從つて此停滯した雇主組合運動に新しい刺戟を與へるには、八十年代のストライキ戦が必要であつた。即ち此頃になつて始めて造船業、織維工業、金屬工業、其他の工業に組合を結んで反抗をしようとする傾向が現はれて來た。前に挙げたものゝ他に、一八八九年には一四組合、一八九〇年には二九組合が組織されたが、其中には、獨逸製罐業者組合 (Vereinigung deutscher Flaschenfabriken) 獨逸製靴業者組合 (Verband der deutschen Schuh- und Schäftefabrikanten)、獨逸金屬工業家總同盟 (Gesamtverband deutscher Metallindustrieller) 及ハムブルグ・アルトナ雇主組合 (Arbeitgeberverband Hamburg-Altona) がある。

併しこのやうに雇主が、其の侵されようとした利益を擁護する爲めに團結したのは、たゞストライキの爲に影響を受けた地方だけの事で、從つて爭議の起つた或一定の區域内だけの問題であつた。併し此他に尙、同盟罷業に參加し若くは或産業に於ける同盟罷業の結果解雇された多數の不熟練労働者を、他の産業の企業で雇傭しないやうにする事が極めて必要

であつたが、この狹小な地方的境界を乗り越えて、現存する組合を連合しようとする一大全國聯合會組織の企は、常に有力な大組合の個人主義的な政策と衝突したのであつて、此等の有力な大組合は、小組合の發達に係はる事を以て何等自己の義務であるとは考へなかつた。尙、團結の思想は、單に完成品工業及び手工業方面の企業にだけは可成の進歩を見せたのであるが、原料工業及半製品工業の様な大産業の方面では、尙依然として永久的な組合を組織することを躊躇してゐたのである。

然るに此間に於ける労働組合の雇主側に對する闘争は、其闘争の手段が段々に増加し其執拗の程度が愈々劇しくなつたばかりでなく、遂に其目的迄も變更するに至つた。元來は賃銀に關する物質的利益のみを目標としてゐた闘争が、遂には政治的及社會的地位、政府に對する勢力、労働者の一般的威信を目標とする權力に對する闘争に變じた。產業法の許す限りの總ての武器——労働者の召集、工場に對する不買同盟、顧客に對する壓迫、忠實なる労働者を威嚇する爲のピツケツト隊の組織、意識的な生産制限——を用ひて、労働組合は、雇主に對する大仕掛けな残酷なゲリラ戰(guerilla warfare)を開始し、其要求するところは、單に從來の様な年齢別による最低賃銀の承認といふ事だけに止まらず、労働時間の管理、工業規則の設定、労働者の雇傭及解雇に對する干涉權等迄も要求する様になつた。

此様な進化は、確かに產業に對して其必要とするところの安定と繼續とを保證するものではなかつた。而も國家が此新しい事情に抗爭するだけの力がないとする以上、雇主はどうしても此階級闘争の爲に生じた妨害的傾向に反抗する爲に團結して立たねばならないことになつたのである。

運動の集中化

此様な労働組合運動に對する反抗が、是非共必要であるといふ事、及其指導者へ宜しきを得るならば必ずや成功を得ることが出来るものであるといふ事が、一九〇三年のクリミツトシャウの同盟罷業によつて明らかになつた。此同盟罷業は雇主運動の上に單なる一挙話以上の重大な意味を有する事件であつて、五ヶ月に亘る同盟罷業の終に於いて其ストライキに參加してゐた織物工の數は、八、〇〇〇人に及んでゐたといふことである。一體此同盟罷業は、クリミツトシャウ織維工業家組合(Union of Textile manufacturers of Crimmitschau)が其時に發した宣言によれば、其賃銀が安い爲、若くは労働時間が過長である爲に起つたものではない。此等二個の點に就いては、此地方の狀態は、同一産業に屬する他の企業の狀態に比して、其と同等或は其以上であつたのである。而も尙此地方の五個の工場の労働者は、賃銀の増額及労働時間の短縮を要求して同盟罷業を決行したのであつて、其指導者の目指してゐたのは、其要求が容れられた時には、更にクリミツトシャウの他の工場に迄ストライキを及ぼして、此によつて賃銀及労働時間の一般的改善を圖らうとするに在つたのである。

解決の企は總て失敗に終つた。労働者側は頑強に同盟罷業を繼續せんことを決議し、組合は救援を求めて、他の労働組合や個人又は外國から何十萬マルクの金を集めることが出來た。クリミツトシャウの工業家達は、此事態に直面して、遂にサキソニア織維工業組合に向つて救援を求めたので、サキソニア織維工業組合でも、此同盟罷業の被害を蒙つてゐるクリミツトシャウの工業家に組合員の寄附金を送つて此を助けようと努力したのであるが、併しやがて其でも足りなくなつ

でしまつた。

獨逸工業家中央聯合會の執行委員會(Managing Committee of the Central Federation of German Manufacturers)は、クリミツト・シヤウの同盟罷業が原則上の問題に重大な意義を有するものであることを認めて、任意的寄附によつてクリミツト・シヤウの工業家を援助する様にといふ事を訴へた廻狀を組合員に配布することに決議した。

又、當時同聯合會の理事であつたブュツク氏(Mr. Bück)は、この方法が未だ豫期の效果を挙げない間に、自ら獨逸國中を遍歴して、彼の大仕掛な援助案に對して産業的及び經濟的組合の支持を得ようと努力した。彼の努力は決して無駄にはならなかつた。雇主達はクリミツト・シヤウの同盟罷業に含まれてゐる原則の如何に重大な意義を有するものであるかを了解して、喜んで此案に賛成したのであつた。

そこで獨逸工業家の中央聯合會の理事達は、一九〇四年の一月十三日に集つて、雇主組合中央委員會(Zentralstelle der Arbeitgeberverband)を組織することに決定した。即ち此新團體の目的とするところは、労働者の不當な要求に對して抗争する爲に、雇主組合間の接觸を圖り、労働市場の紛争が劇烈になつて獨逸の産業界が危殆に瀕するといふ様なことのない様にするといふに在つたのである。

雇主側に於いて此様な運動の起つたのは、勿論労働組合運動の集中化が頗る著しかつた爲ではあるが、併し此が爲に遂に一月十八日、クリミツト・シヤウの同盟罷業は、尙多額の資金を有つてゐたにも拘らず、無條件降服といふことになつた織維工業家達は、此事件を見て、始めて永久的な團體を組織するとの絶對的に必要である事を覺るに至り、茲に獨逸織維工業家雇主組合(Arbeitgeberverband der deutschen Textil Industrie)は生れたのである。

クリミツト・シヤウの同盟罷業は、獨逸工業家の大衆に向つて、如何に集中化的組織の必要であるかを覺らしめたものであるが、併し此と同時に組合間相互の利益が衝突してゐた爲に、其運動の發展は頗る困難であつたのである。手工業及完成品工業の雇主達は、半製品工業及原料品工業側と聯合する事を特に嫌つてゐたので、獨逸の雇主全部を包含する總括的な聯合會組織の運動を促進する爲に、獨逸雇主組合總同盟(Verein deutscher Arbeitgeberverbände)が組織された。從つて一九〇〇四年から一九一三年迄の間は、獨逸には二個の中央團體があつた。獨逸雇主組合中央委員會(Hauptstelle deutscher Arbeitgeberverbände)及獨逸雇主組合總同盟、即是である。

雇主組合運動が、此様に二派に分裂した原因に、種々の原因を算へる事を得るのは勿論であるが、併し此當時の産業界に、獨逸工業家中央聯合會(Zentralverband deutscher Industrieller)及工業家聯合會(Bund der Industriellen)の二個の經濟的組合の中央組合が並立してゐたことも其一つの原因であつて、雇主組合といふのは、或程度迄其派生物であると見ることが出来るのである。特に此事實は、獨逸雇主組合中央組合中央委員會の場合に就いて著しい事實であつて、實際此委員會は、獨逸工業家中央聯合會の創設に係るものであり、獨逸雇主組合總同盟も亦、工業家聯合會と並行的な關係を有するものであつたのである。

獨逸雇主組合中央委員會及び獨逸雇主組合總同盟の一團體の主要なる目的は、労働組合の同盟罷業運動に對する防禦を行ふに在るのであつて、この防禦を攻撃的に行ふ場合の武器は、即ち同盟罷業に先んじて工場閉鎖を行ふに在るのである。又、此等二團體の基本原則とする所は、雇主間の完全な統一といふ事であつて、同盟罷業に參加した労働者が他に職業を見附けることの出來ない様に此をボイコットする場合に最もよく此を見る事が出来るのであるが、併し此等二團體は

其同盟罷業の報償に關する問題に就いて、其意見を異にしてゐるのである。即ち、獨逸雇主組合中央委員會は、關係雇主に或程度迄共通な代表的闘争であるならば、總て此に對して猛烈な有効な干渉を行ふといふ目的で多額の財源を蓄積して置くのが最上の策であるとするに反して、獨逸雇主組合總同盟の採るところは、單に根本的原則を包含する同盟罷業だけを除いて、其他の同盟罷業の場合には、總て如何なる場合にも此によつて損害を受ける事のない様にするといふ事に在るのであつて、換言すれば、收支の平均・損得の平衡を以て其目的とし、從つて同盟罷業保険を大仕掛に行ふべしといふのである。

此等二個の聯合會は、夫々其方法に従つて著しい成績を擧げてゐる。其他、此等二個の聯合會の内面的活動の一として雇傭部(employment offices)の設置といふ事がある。就中、雇主組合總同盟は、雇主の労働者選擇權といふ根本的な權利を維持する目的で、此點に特別な注意を拂つてゐる。特に此雇傭の問題に就いては、労働組合との間に劇しい争が惹き起されてゐる爲、勢ひ各雇主組合及其中央委員會は、其活動の殆んど大部分を此問題に集中するといふ有様である。

又、此等二個の中央組合の間には、最初の間は、其の組織の上にも著しい差異があつた。即ち雇主組合中央委員會は、其の勢力の樞軸として大職業別組合を統一するに、産業別組合の組織及び類集といふ事だけを行つてゐたのであるが、雇主組合總同盟は、之に反して、最初から小企業及び手工業を目標とし主として職業間の組合(inter-trade associations)を土臺としてゐたのである。

二個の中央組合の間には、此様な組織上の差異があつた他に、尙活動の相異があつた。詳しく述べば、雇主組合中央委員會は、同盟罷業に對する防禦といふことのみを事とし、社會問題に關する方面の事柄は、總て此を、經濟的組合の中央

團體たる獨逸工業家中央聯合會に一任してゐたに反して、雇主組合總同盟は、最初から社會問題に注意を拂つてゐたのである。其他、雇主組合中央委員會は労働組合に對して斷乎たる敵對的態度を持し、團體契約に對しては、無差別に總て此を排斥してゐたが、雇主組合總同盟は、原則上は同一の原理を持つてゐたとはいへ、其實際上の事實に於いては、もつと協調的な態度を持つてゐたのである。

併し其後一九一〇年に至つて、經濟狀態が一般的に恢復すると共に、労働爭議が再び盛んになつて、其結果雇主間に組合をもつと緊密なものにしようとする運動が新しく起つて來た。即ち一九〇七年の經濟界の恐慌があつた直後に於いて、同盟罷業の數は、一九〇八年の一、三四九件、一九〇九年の一、五三七件に減少したが、其が一九一〇年には一躍して二、一一三件から、一九一一年の一、五六六件、一九一三年の一、五一〇件に迄増加し、又之と共に工場閉鎖の數も一九〇八年及一九〇九年の一七七件及一一五件から、遽かに一九一〇年の一、一一五件に上つたのである。労働組合は總ての方面に其活動を開始し、團體契約を採用してゐる産業さへも、遂に此同盟罷業の波を免れる事が出來なかつた。

又之と同時に、此鬭争は、其範囲が頗る廣汎に亘ると共に、其によつて生ずる損失も亦頗る莫大なものであつた。其物質上に於いて得た利益も結局は其を購ふに頗る多額の代價を支拂はねばならないのであつた。其は既に今迄の様な單に生産を癪痺させるといふだけの問題だけではなくて、階級利益を追求する上に遂に暴力に訴へることが愈々多きを加へて來たのである。次に示した表は、政府の統計によつたものであるが、此によつて見ても、兎に角一九一〇年から一九一二年の間に如何なる程度迄、警察及檢事の介在を必要とする同盟罷業の數が増加したかを知ることが出来ると思ふ。

年 号	同 盟 業 界 罷 業 件 數	警察の干渉を必 要としたもの	検事の干渉必要 としたもの
一 九 一 〇	二七、二	一八、三	
一 九 一 一	二八、六	一八、九	
一 九 一 二	三五、九	二二、四	

此様な事情は、雇主間に組合を組織するといふ原則を盛んにする上に與つて大いに力があつた。前に説明した二個の雇主組合の中央團體は、段々に緊密な關係を結ぶ様になり、其友誼的な關係は延いて行動上の提携を結ばしめるに至り、終に一九一三年に至つて、兩者は内面的にも外面上にも完全な合同を遂げることとなつた。即ち此によつて雇主組合中央委員會は、手工業雇主の組合加入を認め社會問題に注意を拂ふこととなり、雇主組合總同盟は、會費の引上を承認して、茲に獨逸雇主組合聯合會(Verdigung der deutschen Arbeitgeberverbände)は生れたのである。

獨逸雇主組合聯合會の發生

獨逸の雇主組合の中一個の中央團體が合同したといふ事は、單に雇主組合史上から見て重要な意義を有するのみでなく政治的及經濟的な立場から見ても、亦頗る興味ある事實である。即ち其は、雇主が多數者の爲に個人を犠牲にする社會進化の勢に推され、貪慾な労働組合政策の爲に自己の利益を最早放棄するものでないといふ意思を明確にして、團結して立法府及輿論に對して立つたものであると言ふことが出来る。大小の企業、手工業、原料品半製品の製造工業及完成品の製

造工業の間に存在する政治的及經濟的な差異は段々に其意義を失つて、獨逸に於ける雇主の集中化は着々として進むことが出來ることとなつた。

併しそれでも尙商業及農業の方面には、組合思想は普及しなかつた。卸賣業及小賣業は、尙依然として同盟商業運動の影響を受けることが殆んどなかつたのである。商業界に組織化された労働争議が起つて、商業方面のものが始めて雇主組合運動に加入することとなつたのは、實に一九一八年の革命の時の事であつた。農業に於いても、其事情は殆んど此と變りはなかつた。即ち未だ争議の起らない以前から、雇主労働者間の利益の争闘を豫示する様な團體を別に設けることは、雇主の方から言へば決して都合の好い事ではない上に、當時は未だ全國の農業労働者が組合を結んでゐたといふ譯ではなかつたので、雇主にとつては、何等組合を結ぶだけの理由がなかつたのである。其上、農業の方面には雇主と労働者とを結合するに足るだけの共通な利益があつたので、否特に労働者が土地の所有に與り、多額の賃銀を實物で受取つてゐる關係上、農業生産に對して直接の利害關係を持つてゐたので、敵對的團體を別々に設ける必要がないのだといふ様な考を持つてゐたのである。けれども、其考の間違つてゐたことはやがて明らかになつた。革命と共に農業労働組合運動の大波は始めて起つて來たのである。

獨逸雇主組合聯合會は、其創立以來、產業及手工業の代表者として、博士テンツラー(Dr. Tänzler)指導の下に、其加入組合と協力して、雇主間に組合を發達させ擴張しようとして來た。雇主運動が集中して行つたならば、やがては労働階級の境遇を改善するの機會は失はれてしまふ事であらうといつた様な、杞憂の念は、全く根も葉もないものであるといふ事が明らかになつた。却つて、聯合會は、繰返し繰返し、各企業の生命の基礎たる經濟的平和を實現するを以て其最先の目

的とするものであると主張してゐる。其加入組合に向つて、労働者の合理的な要求は、此を容れる様にといふことを要求したことは、決して一再には止まらない。否其のみに止まらず、更に進んで、雇主に向つて社會問題の意義を覺らしめんとし、其解決に對して其興味を喚起せんとしてゐる他、個々の雇主が、其仲間の正當と認める要求を拒否する様な傾向を示し、其労働者の境遇を引き下げる様な風を見せた場合には、聯合會は決して此を應援しないことにしてゐる。

獨逸雇主聯合會は、今日では、組合員の經濟的利益を代表する獨逸産業聯合會(Reichsverband des deutschen Industrie)と共に、獨逸産業界の社會的利益を擁護する認可團體となつた。其職分とするところは、團體契約の實施及勞働立法の爲に産業間の接觸を保持し、社會問題及政治的社會問題に對して産業全體の利益を代表するに在るのである。」

組 聯合會の構造

聯合會に加入してゐる雇主組合は、縱斷的及横斷的に組織されてゐるのであつて、換言すれば、(イ)嚴密な意味に於いて職業別に組織された職業別組合(Fachverbände)と、(ロ)地域別又は地方別的に組織された地方別混合組合(Gemischte gewerbliche Verhände)とがある。其中、前者は或單一の産業部門だけの雇主全部を包含し、後者は、或一定地域内の各種職業別組合、又は其不可能な場合には、地方産業の各種部門の雇主を包含することになつてゐる。

職業別組合には、小地方別、地方別及聯邦別に組織されたものがあつて、其頂點には全國に跨る全國的組合がある。さ

うして此場合此組織の中心點を成すものは、全國的組合でも聯邦別組合でもなく、小地方別組合又は地域別組合で、此によつて、賃銀の調整上に完全な地方分散化を得せしめてゐるのである。

地方的組合に就いても亦、職業別組合と同様の分類を施すことが出来るが、たゞ此場合には、全國的な組合は、たゞ一つ獨逸雇主聯合會があるのみであつて、職業別組合も地方別組合も共に此に加入してゐるのである。此場合にも亦、小地方別組合、地方別組合及聯邦別組合の別がある。

又、此様に職業別組合と地方別組合とが並存してゐる點に就いては、組織過剰の状態を生み、延いて各組合の活動の衝突及重複を生ずるに至るものであるとの批難が從來屢々行はれた。さうして此批評は、戰爭直後數年の間に就いては、成程當つた批評であつたには相違ないが、併し既に今日に在つては、最近數年間の經驗上から見て、決して此によつて努力の無駄を生ずることのないばかりでなく、雇主組合の地方別團體は、職業別團體と同程度に重要な意義を有するものであると稱することが出来る。賃銀といふものは、一職業の内部に就いて割一的原則に従つて調整することが必要であるばかりでなく、地方的生活狀態及地方的運輸狀態の賃銀に及ぼす影響を考慮するといふ點だけに就いても一定地方の雇主間に協定の行はれることが、少くとも之と同程度に重要な事柄であるのであつて、其様にしてこそ始めて、一地方に就いて職業別的に支拂ふ賃銀が、同一地方の他の産業の賃銀と無關係に定められるといふ様なことがなくなる譯である。地方別的な團體は、尙其他に雇主全體の共同の利益を保護するばかりでなく、此によつて同盟罷業者は同盟罷業中に他の企業に雇傭して貰ふ事が愈々困難になるのである。又、職業別組合と地方別組合とは完全な協調を保つてゐて、其近隣或は其地方に其産業の職業別組合が存在してゐるにも拘らず、雇主が個人として地方別組合に加入しようとする場合には、地方別組

合は其加入を拒絶して、其地方の職業別組合の組合員となる様に勧誘することになつてゐるのである。

雇主組合の内部組織

雇主組合の内部組織は、其各々の組合規約の定むるところであつて、此組合規約は、民法中の組合法によつて定めたものである。今其一般的な組織を説明すれば次の如くである。先づ職業別組合の組合加入を許されるものは、たゞ其産業に属する雇主だけであるが、地方別組合には、雇主ならば、何人と雖も此に加入することが出来る。但し此點に就いては、組合によると其規約中に、特に企業の大きさ、雇傭労働者数、組合加入を求むる事情(例へば同盟罷業中といふが如し)及同時に經濟的組合の組合員なりや否や等の諸點を考慮して、此に對する例外規定を設けてあるものがある。又、組合員の加入を許すか否かは普通、委員會の決定するところであつて、組合員たるものは、一度其加入を許された以上は、組合規約の定むる義務を負ひ、規約に従つて組合各機關の發する命令を實行する義務を有するものである。

脱退に關する規約は、一般に加入に關する規約に比して遙かに複雑であつて、脱退は、原則上三個月乃至二個年の豫告期間を置いて各管理年度の終でなければ許されないことになつてゐるが、併し組合によると、全然此様な制約を破棄してしまつてゐるものもあれば、所有者、營業、屋號等の全部的又は一部的變更があつた場合に限り其脱退を容易にしてゐるものもあれば、又同盟罷業中に脱退することを禁じてゐるものもある。

組合の管理費及其他の費用は、組合員の毎年支拂ふ会費によつて此を償ふことになつてゐる。此会費は、毎年の賃銀表を基礎として計算するのが普通であるが、併し時によると前年度の雇傭労働者数を基礎として計算する場合もあるし、又

組合によつては、組合全部に一樣な会費を課してゐるものもある。又入会費は如何なる場合にも必ず徵集するもので、其他、例外的な場合には會費を引き上げ若くは特別會費を徵集する旨を規定してゐる規約が多い。

組合員の議決権は、其年の雇傭労働者數又は賃銀支拂高總額によつて定めるのが普通であるが併し此場合にも、夫々其採用する等級(scales)の細目は區々である。組合の管理は、委員會(Vorstand) 協議會(Ausschuss) 總會(Mitgliederversammlung)の三團體に委任するのが普通で總會は、此等の中で最高の權力を有し、毎年少くとも一回究開催され、其決議によつて、組合の政策及態度を決定し、委員會及協議會を選舉するものであり、委員會及協議會は、總會の決議を實行し、組合の管理を行ひ、總ての契約の遂行に就いて此を代表する機關となるものである。

組合員の義務に對する保證といふことに就いては、特別な注意を拂つてゐる。以前は、各規約の中に義務の不履行者に向つて其履行を強制する規定を設けてあつたもので、例を以て説明すると、各組合員は、先づ前以て委員會又は理事會に無期日の普通の爲替手形を渡して、組合に加入するときに課せられた義務を一つでも履行しなかつたならば、直ちに此に日附を記入することの出來る様にして置く義務があつた。併し此様な爲替手形は、其組合員が引受を拒絶すれば、現在の獨逸法の下に於いては、これに對して何等訴訟を起すことが出來ないものであるから、決してこれを以つて絶對的な保證とすることは出來ない。却つて産業法に訴へれば、組合員は何時でも、其の組合の課した義務を拒絶することが出來るといふことになつてゐるのである。そこで雇主組合では、今日まで種々此の點に就いて、規約の修正を施さうとしたのであつたが、結局其は總て徒勞に終つてしまつた。そこで現在では、其保證として現金の積立又は擔保物を要求し、或は多くの場合に於いて假定的な債務の承認を要求するのである。即ち此證書に於いては、雇主は、雇主組合に對する個人的債務

を承認するもので、換言すれば、債務の期日又は原因を表示することなく豫定額の金を返済する義務を負ふもので、期日は、其不履行のあつた場合に始めて記入することになつてゐるのであつて、此種の保證も矢張係争を起せば當然産業法に抵觸することになるのであるが、併し雇主組合では此方法を巧みに用ひて成績を擧げてゐるものが多い。又組合規約又は組合の決議に對して重大な違犯を取てしたものがあつた場合には、此に對して殆んど大抵の場合に除名(expulsion)の刑罰を課すことになつてゐる他、此と共に其名をプラツクリストに載せて置く場合が多いのであつて、紀律の維持上に及ぼす其道徳的效果は頗る大なるものである。

聯合會の内部組織

聯合會の内部組織は、其加入組合の内部組織と全體に於いて一致してゐる。又、其會費も、年々納付する會費は、其質銀支拂高の總額によつて定めるのであつて、其他に別に入會金をとることはない。聯合會の機關は、委員會の選任する會長(Präsidium)委員會(Vorstand)所謂合同協議會(Großes-Ausschuss)の二機關であつて、其上に組合員總會が立つてゐるのである。此中、合同協議會は、聯合會所屬の地方別組合及職業別組合から派遣した代議員(delegate)を以て構成するもので、社會政策及團體契約に關する原則上の大問題に就いて聯合會の採るべき態度を決定する他、特殊の問題を取扱ふ爲に一時的又は永久的の委員會を設置することが出来る。現在存在してゐる委員會は、管理委員會、組織委員會、社會政策委員會、團體契約委員會及宣傳委員會であつて、此等の委員會は、夫々皆理事會の仕事を管理決定するものである。理事會は分れて四部となつてゐる。

(1) 中央部(事務所、役員、財政、組織、加入、統計、外國との關係及記錄。)

(1) 社會政策部(社會立法、社會保險、社會福利、勞働市場、雇傭事務所、勞働市場統計、休暇中の訓練及徒弟、法律部。)

(II) 團體契約部(團體契約及賃銀、雇傭規定及作業時間數、爭議の調整、生活費統計、團體契約及賃銀、團體契約に関する記録、同盟罷業運動及同盟罷業に對する反抗)

(IV) 宣傳部(一般政策及宣傳、情報事務局、労働者團體及雇主團體、印刷物『アルバイトゲーベル』Arbeitgeber——雇主、『時報』Mittelungen、『聯合會叢書』、新聞紙、研究資料及圖書目錄の編輯發行)

聯合會の意見を一般に宣傳するものは、博士テンツラーの編輯する『アルバイトゲーベル』で、『時報』は組合員だけに配布することになつてゐる。其他、宣傳部では、社會政策に關する時事問題に就いて、其時々に特別の研究書(聯合會叢書)を發行してゐる。

聯合會と他の産業團體との關係

外部組織といふ點に就いては、獨逸雇主組合聯合會は、社會政策的主要團體といふ資格で、經濟政策の主要團體たる獨逸產業聯合會(Reichsverband der deutschen Industrie)と提携を保つてゐるのであつて、11團體夫々の活動領域に關する協定も行はれた。即ち一定數の雇主は、同時に雇主組合聯合會の役員(Members of the presidency)であり且つ、獨逸產業聯合會の委員たるべき旨を規定して、此によつて兩者の間の調和的協同及び相互の理解を、永久的に保證せんとしてゐる。

のである。

其他、獨逸雇主組合聯合會からは、一九二〇年柏林に創立した企業家聯合會中央委員會(Zentralausschuss der Unternehmer)に對しても書記を送つてゐる。一體、此團體は、經濟的團體と社會政策團體との結合した團體であつて、其目的とするところは、獨逸雇主の共同利益を害せんとするものがあつた場合に、一團となつて此を擁護しようとするに在るのである。從つて社會的な方面に於いては、完全な獨立を保つて企業を經營する雇主の權利を擁護し、自己の勞働の成果に對する雇主の權利と勞働者の生産額に對する配當引上の要求とを調和せんとし、若くは最高度の生産に對する要求と勞働者の保護とを調停せんとするものであり、又、經濟的な領域に於いては、同委員會は、官僚の干渉妨害に對して私企業を擁護し、國庫の不當な要求に對して私有資本を保護し、其他一般に產業の爲に明瞭統一的な政策を樹てゝ此爲に運動するものである。

企業家聯合會中央委員會の組織に就いては、頗る嚴重な規約が設けてある。中央團體の加入脱退は、決して自由に行ふことは出來ない。其決定は、總て全會一致で通過することを要するものである。其他、同委員會は、臨時聯邦經濟協議會の雇主側代表者と、雇主組合との間に立つて、其中間團體(liaison department)の役目を果すもので、此臨時聯邦經濟協議會の雇主側代表者といふのは、勞働者側の代表者及消費者側の代表者と提携して、經濟方面及社會方面的草案を作成し若くは政府の作成した草案に對して専門家としての意見を與へるものである。

- (1) 企業家聯合會中央委員會に加入してゐる主要團體を擧げれば次の如くである。獨逸雇主組合聯合會(Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände)、卸賣雇主組合聯合會(Vereinigung der Arbeitgeberverbände des Großhandels)、獨逸保險業雇主組合(Arbeitgeberverband der Versicherungsunternehmungen)、全國銀行家組合(Reichsverband der Bankleitungen)、獨逸農林業雇主組合全國聯合會(Reichsverband der deutschen Land- und Forstwirtschaftlichen Arbeitgebervereinigung)、獨逸產業聯合會(Reichsverband der deutschen Industrie)、獨逸卸賣業中央同盟會(Zentralverband des deutschen Großhandels)、獨逸小賣業聯合會(Hauptgemeinschaft des deutschen Einzelhandels)、獨逸交通業全國聯合會(Reichsverband des deutschen Verkehrsgewerbes)、獨逸手工業全國聯合會(Reichsverband Des deutschen Handwerks)、ハンザ營業、商業、工業同盟(Hansabund für Gewerbe, Handel und Industrie)、獨逸銀行業中央聯合會(Zentralverband des deutschen Bank- und Bankiergewerbes)、私立保險全國聯合會(Reichsverband der Privatversicherungen)、獨逸農業全國委員會(Reichsausschuss der deutschen Landwirtschaft)



聯合會の活動

戰前の事業

獨逸雇主組合の戰前の綱領といふのは、雇主組合中央委員會の事實上の創立者たるブュック氏(Mr. Bueck)が、雇主組合の目的であるとして述べたところを見るのが、最も要領を得たものであると思ふ。

『雇主組合の目的とするところは、勞働條件の割一化、及企業管理に對して勞働者の介入權を要求する勞働者及其團體の不當な努力及要求に對して共同の防禦を行ひ、同盟罷業に對する反抗團體たるに在る。』

既に其發達の歴史から見ても明らかなる様に、獨逸雇主組合本來の目的は、單に勞働組合の過重な不當な要求及提案に對して反抗するといふだけのものであつて、從つて其職分とするところも、其勢力及權力を以て個々の雇主を應援し、雇主

を助けて同盟罷業を避け、又同盟罷業の遂に發生した場合には此に對して反抗するといふに在つたのである。併し此が爲には、組合の職分の如何に重大な意義を有するものであるかを理解する爲に、組合員自身が一様に皆現在の労働状態の如何なるものであるかを知悉する必要があるのであつて、従つて又、雇主間に協同の精神を喚起し、段々に此を強固なものにして行くことが必要であつたが、遂に今日では、個々の雇主は、任意其個人的利害を棄てゝ共同の利益に従ふといふ風になつたのである。

同盟罷業に對する共同利益の擁護方法として普通に用ゐるところの方法は、同盟罷業員の姓名をブラック・リストに載せる方法、志願者及代用労働者の姓名を記載する方法、自己の雇傭事務所を設置する方法、契約中に同盟罷業及工場閉鎖に關する條項を挿入する方法等であつて、其他には、同盟罷業中罷業に參加せず作業に從事してゐる労働者及代用労働者を保護する方法、一般的に重要な原則を包含する總ての問題に就いて組合員を法律上擁護する事、爭議の原因に就いて輿論を教育する事、及、大きな補助基金をつくる事等を行ふのである。併し此様な純防禦的な運動は、雇主組合及特に其中央團體たる聯合會が、漸く其注意及活動を社會政策の問題に向ける様になつてからは、次第に其影を薄くするに至つたのである。

戦時中の活動

大戰の勃發と共に、四圍の事情は全く變化した。産業的休戦の宣言と共に、戦争勃發後數年の間は、一切の同盟罷業運動は衰亡に歸したが、併し依然として職業紹介の問題が残されてゐたのであつて、戦争の中頃迄は、職業紹介の仕事は凡

て雇主組合の手に委せらるべきものであるとの思想が固く採られてゐたと共に又強く主張されて來たのである。尙此他、戦争の進行と共に、雇主組合には別に新しい仕事が増加して來たのであつて、例へば戦地から歸つた廢兵の雇傭及扶養の問題、及、戦争が比較的早く終結を告げるらしいと共に、遽かに何百萬といふ労働者が内地に歸つて來たならば、此等の人々に夫々有利な仕事の口を見附けてやらなければならないのであるが、其問題などは、特に戦時後期の雇主組合の注意を惹いた問題であつたのである。さうして此等の問題に就いて種々研究を重ねた結果、労働組合と交渉を開始することとなつたが、此交渉は、戰務補助法 (Hilfsdienstgesetz) の影響を受けて、其後大いに進歩し、遂に休戦直後に於いて有名な『十一月協定』(November Agreement) を締結する基礎となつたのであつて、此『十一月協定』に就いては、以下に於いて之を説明することとする。

戦後の勃興

戦争の終つたこと、舊國家及舊事情が完全に壊滅に歸したこと、及、或意味に於いて舊來の社會階級の觀念とは、相寄り相集つて全然新たなる事情を生むに至つた。労働階級は忽ちにして勝利を得、殆んど一戦を交へずして、労働條件の決定に參與し、此を其自身の觀念に従つて規定するの権利を得たのである。彼等は、かくて産業及生産に對して自己の勢力を張り、更に進んで國家の政策を管理せんとしたのであつて、而も此目的は事實上に於いて成功したのである。

併し此様な事態は、雇主組合の側から言へば、とりも直さず、舊來の活動の基礎が消滅してしまつたこと、否少くとも根本的に變革したことを物語るものであつて、現在の事實に當て筈らしい原則を論理を曲げて墨守する事は無用の業であ

る以上、當然茲に綱領の改訂が必要となつて來たのである。従つて雇主組合は、自ら改造の事業に協働し、其意思を幾度か明らかにした。さうして労働組合と敵對的な關係を探らずに、此と協調を保つて行つてこそ、始めて利するところがあるので、前後數ヶ月間不斷の折衝を重ねた結果、始めて生れ出でたものであつて、従つて此合同産業協議會は、決して革命の直接の所産であると謂ふことは出來ない。革命の波に推されて政權が労兵協議會(workers' and soldiers' councils)の手に移つた結果、正規の復員が出來ないこととなり、何百萬の軍隊が戦地から歸休して、爲替相場が暴落し、物價が昂騰し、原料品が不足し、食料品が欠乏し、借金の重荷を背負ひ、労働者には働く意思はなく、秩序は紊亂したのであつて、此様にして政治的な困難の爲に、戦時經濟から平和の經濟への轉換は、全然秩序的に行ふことを得なかつた時、運輸の不充分同盟農業、クーデーター、恐怖政治、及新指導者の恐るべき財政政策の爲に、國を擧げて滅亡に瀕しようとしてゐた時、——換言すれば、國土全體の者が政府も權威も、國家に對する畏敬も道德も法律も認めなかつた。此騒亂の眞只中に於いて、此偉大なる雇主組合は、賃銀に關する闘争を再び起すことは、とりも直さず、一般的な困難に更に一つの困難を加へ

合 同 産 業 協 議 會

十一月協定に基いて作成した雇主及労働組合の合同産業協議會(Arbeitsgemeinschaft)案は、革命の勃發する數日前、即ち一九一八年の十一月五日に於いて作成したものである。而も此様にして得た根本原則に關する協定は、雇主側と労働者側とが、前後數ヶ月間不斷の折衝を重ねた結果、始めて生れ出でたものであつて、従つて此合同産業協議會は、決して革命の直接の所産であると謂ふことは出來ない。革命の波に推されて政權が労兵協議會(workers' and soldiers' councils)の手に移つた結果、正規の復員が出來ないこととなり、何百萬の軍隊が戦地から歸休して、爲替相場が暴落し、物價が昂騰し、原料品が不足し、食料品が欠乏し、借金の重荷を背負ひ、労働者には働く意思はなく、秩序は紊亂したのであつて、此様にして政治的な困難の爲に、戦時經濟から平和の經濟への轉換は、全然秩序的に行ふことを得なかつた時、運輸の不充分同盟農業、クーデーター、恐怖政治、及新指導者の恐るべき財政政策の爲に、國を擧げて滅亡に瀕しようとしてゐた時、——換言すれば、國土全體の者が政府も權威も、國家に對する畏敬も道德も法律も認めなかつた。此騒亂の眞只中に於いて、此偉大なる雇主組合は、賃銀に關する闘争を再び起すことは、とりも直さず、一般的な困難に更に一つの困難を加へ

- (23)
- (1)男女の別を問はず、凡て労働者の結社の自由を制限するものは、此を禁ず。
- (2)雇主及雇主組合は、爾後經濟的平和を圖る事を目的とする團體(Werkverein)に對して其參與權を擴張せず、直接又は間接に此を支持するものとす。
- (3)戰地より復歸したる労働者は總て、隨時戰前の地位に復職する權利を有す。關係雇主組合及労働者組合は協力して原料の供給及注文の蒐集によつて、本條項の規定を可成的最大限度に實施するものとす。
- (4)雇傭事務局は、聯合設置するものとし、兩當事者を平等に代表する團體によつて管理するものとす。
- (5)總ての労働者の労働條件は、各產業に於ける現在の狀態に從ひ、労働者の職業團體と締結せる團體契約によつて調整するものとす。該目的の爲に行ふ交渉は、直ちに此を開始し、可及的迅速に完結するを要す。
- (6)五十人を超ゆる労働者を雇傭する企業に於いては、労働者を代表し、該企業の労働條件が團體契約の規定に一致する事を、雇主と協力して保證する爲に、労働者委員會(Arbeiterausschuss)を任命するものとす。
- (7)團體契約には、同數の雇主側代表及労働者側代表によつて組織する、調整局(adjustment board)又は和解局conciliation office)を設置する旨規定するものとす。
- (8)總ての企業の最高普通労働時間(Maximum normal working day)を八時間とす。但、此労働時間の短縮によりて

賃銀額の引下を爲すべからず。

(一〇) 關係雇主團體及労働者團體は、職業別に從つて細別したる合同中央委員會を設け、此によつて、本協定の施行を圖り、其他、復員に關する方法を決定し、經濟生活を保護し、労働者、特に戰地より歸休せる不具者の生活賃銀を保證するものとす。

(一一) 本一般委員會(general committee)は、種々の職業に就いて起る爭議調整の他、團體契約の下に生ずる賃銀及労働條件に關する原則上の問題を取扱ふべきものとす。本一般委員會の決定は、關係職別組合の一に於いて一週間以内に反對の申出なきときは、雇主及労働者の双方を拘束するものとす。

(一一) 本協約は、署名の日より施行す。本協約と背犯する立法のなき限りは、本協約は、三個月の豫告期間の後兩當事者が取消す迄の間は、有效なるものとす。⁽¹⁾

(1) 此協約には、總ての雇主團體、労働者團體及多數の著名なる雇主及労働組合指導者が署名してゐる。

其後間もなく臨時政府は此協約を『官報』(Reichsanzeiger)紙上に發表し、次の宣言を添へてゐる。

本協約を公表するに當つて、吾々は、各國營事業の長官に對して本規定を夫々其管理する事業に適用する事を勧誘し、聯邦及市町村の所有する事業の長官に對しても同様の勧誘を爲したり。

(署名) 人民委員會協議會

かくて眞面目に平和を望む雇主と労働者との間には、平和の協約が結ばれた。合同産業協議會が創設され、兩當事者の指導者間に横はつてゐた溝には橋が架けられた。雇主は、確かに、十一月協定によつて産業の上に課せられた犠牲の如くに重いものであるかを充分に自覺してゐた。併し此場合、此協約を結ぶより他に道がなかつたのである。革命の騒亂を緩和するの役目は、此合同産業協議會の手中に在つたのであつて、今日に於いても尙然るのである。雇主の立場から見れば、協約中の個々の點に就いては、決して非難すべき點がない譯ではないが、併し此時此試練に堪へたからこそ、始めて産業界の混亂は救はれたのである。又、此時に始つた開放的な卒直な交渉方法は、決して最後の手段としての鬭争を否認するものではないが、併し兎に角今日も尙雇主組合の活動の基礎となつてゐるのである。一九二一年の獨逸雇主組合聯合會の報告には、合同産業協議會に就いて次の如く述べてある。

『獨逸産業界の雇主及労働者から成る中央合同産業協議會の創立者の理想は、決して完全に實現されたものと言ふことは出來ない。今迄は、よきにせよ惡しきにせよ、少くとも生産界の兩勢力が緊密に結合した表現であると考へてゐた中央合同産業協議會は、産業界の共通問題を相互理解の精神に基いて論議決定するといふ極めて重大な事實を除いて考へれば其他の點に就いては、今や漸く階級對立を表現する一の機關たるに過ぎないこととなるに至つた。吾々は此點に就いて、此團體の管理者達が、狹小な社會的、階級的な考慮の爲に、産業界の進歩に協力するといふ大きな理想を忘れてしまふ様な「ことのない事を希望する次第である。』

併し此希望は達せられなかつた。合同産業協議會の意義は、段々に失はれて、遂に一九二四年の四月に至つて、獨逸労働組合總聯合會(General Federation of German Trade Unions)は此を解散し、其後再び其恢復を見ることがなかつた。

雇主組合及労働組合は、一九一八年政府の發布した十一月協定によつて、公的に認められることとなり、更に一九一八年十一月二十三日の、團體契約、労働者及雇主の委員會、労働爭議の調停に關する法令によつて認可され、更に此協約に

署名した總ての團體は、一九一九年の獨逸聯邦憲法の第一五九條及第一六五條によつて確認せらるゝに至つた。又、其後立法團體の採つた社會的法律は、總て皆職業別組合の精神に従つたもので、此を各組合の組織に適用した結果、労働者側の團體にも雇主側の團體にも、職業別團體が著しく發達したことは、爭ふべからざる事實である。

労働組合の組合員數は、一躍して激増し、其組織が鞏固になると共に、雇人團體は社會的に最も重要な意義を有するものとなつた。同時に労働者の間には、二個の傾向、即ち中流階級の國家主義的傾向と、國際主義的な傾向とが顯著になり、團體精神は、商業及農業の方面に迄も傳播し、遂に役人階級に迄も波及するに至つた。肉體労働者の労働組合運動と日給取雇人の労働組合運動とは、合して單一の労働運動となり、政府は、此新運動に對して多少其意を向へようとする風であった。四團の事情は相寄り相集つて、労働者をして公的權力の行使に參與せしめたのである。

戰 後 の 事 業

組織 此の如き労働者運動に直面して、雇主團體は愈々其勢力を擴張し、其深さを増すに至つた。組合間の有機的な關係は、縱斷的に横斷的に發達し、職業的關係及地域的關係による産業間の連合は、益々其範圍を擴張すると共に其緊密の度を增加するに至つた。又、慎重に熟慮した結果、地方分散化の方法を採用したので、勢力の中心は漸く四方に分散移動し、今日に於いては既に雇主組合の實際勢力は最早柏林に集中することなく、否、最早集中することを得なくなつて、實際の鬪争團體たる個々の雇主組合が事實上の勢力を握ることとなつた。

反同盟罷業的な手段 雇主組合聯合會は、一方此の如く其組織を完全すると共に、労働條件の管理を労働者の專制

に放任する恐るべき傾向に對して、徐々ではあるが併し着實な反抗を開始するに至つた。露西亞から輸入したボリシエヴィズムの萌芽を包藏するものであるといふ意味に於いて、此の如き傾向を破壊することは極めて重要なことであつたのである。併し其他に、經濟的條件及生產方法の管理權を獲得しようとする労働者側の運動に對する反抗は、總て此を、社會化の問題と共に、經濟的組合及其中央委員會たる獨逸產業聯合會に一任することとした。

團體契約 革命後雇主組合及其聯合會の企てた仕事の中で、最も重要なものは、労働條件の調整に關する團體主義を廢して、個別主義を採用しようとするものであつた。併し總計何百萬の労働者を雇傭してゐる何十萬の企業が過去數年の間に此團體調整の原則を採用するに至つたといふ事實を思へば、如何に此仕事が巨大な事業であるかといふことを充分理解することが出来るこゝと思ふ。雇主組合及其聯合會の仕事は、先づ現在既に署名又は交渉の終つた混亂した多くの契約を或程度迄整理整頓し、偶然に其場當りに作成した契約又は實際の必要に適しない契約を廢棄し、更に進んで段々一定方針に従つて團體契約の内容を修正するに在つた。さうして其には、組合は、個人的觀點を調査し比較し調和して行くことが必要であつたが、併し此場合にも其指導原理とするところは、萬事を其自然の成行に放任し首腦部からの輕率な干渉を避けるといふ所に在つたのである。

(1) 『獨逸雇主組合の實銀政策』、獨逸雇主組合叢書第七輯、(Die Lohnpolitik der deutschen Arbeitgeberverbände. Schriften der Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände. No. 7) 參照。

立法事業に於ける協同 其他雇主組合聯合會の活動領域として重要なものは、新しい社會立法の制定及解釋に就いて協同するといふ仕事がある。即ち、革命的な變革と共に、法律的にも技術的にも、法律の原案を作成することが必要

になり、其施行に就いても多くの係争が起つたので、茲に於いて、雇主組合聯合會は、新しい法律を起草し、其解釋に關する疑義を明確にするに參與することが必要となつたのである。さうして此仕事に對しては、聯合會は大いに其注意を拂つたのである。⁽¹⁾

(1)

一九一八年以來獨逸に於いて公布した社會政策に關する法律及法令中、其起草に雇主組合聯合會の參與したものには、次の如きものがある。又、其各々の場合に就いて雇主側が如何なる程度の貢献をしたかといふことは、其一九一九年以來一九二五年迄の報告中に詳述してある。

一九一八年度、產業勞働者の勞働時間に關する法令(十一月二十三日)及同修正法(十二月十七日)、團體交渉及雇主雇人委員會に關する法令

一九一九年度、雇人の勞働時間に關する法令(三月十八日)、產業勞働者の雇入及解雇に關する法令(一月四日)、雇人の雇入及解雇に關する法令(一月二十四日)、勞働者及雇人の雇入及解雇に關する法令(九月三日)、不具者の雇傭に關する法令(一月九日)、及同修正法(二月一日、三月十一日、四月十日、六月十四日、八月十一日、九月三十日)復職に關する法令

(三月二十八日)、失業救濟に關する聯邦法令 Federal Order on unemployment relief (三月二十三日)

一九二〇年度、工場協議會に關する法律 Act on works councils (二月四日)及其選舉に關する法令 (二月五日)並びに同法律の各部分に關する多數の行政取締規則、特に工場協議會法施行に關する法令(三月十四日)、經濟的復員期間に於ける勞働者及雇人の雇入及解雇に關する法令(二月十二日)、不具者の雇傭に關する法律(四月六日)、及同法に關する行政取締規則、復職に關する法令(四月二十五日)商工業裁判所管轄の係争に關する訴訟權の限界を擴張し、同裁判所の權限を擴張する法令 Order to raise the limits for the right to appeal in disputes referred to the commercial and industrial courts and to extend the competence of these courts.

所得稅を貨銀より控除する點に關する、三月三十一日の聯邦所得稅法第四十五條、同修正法(七月二十一日)、同行政取締規則(五月二十一日、及七月二十五日)、作業の中止方法又は企業の閉鎖方法に關する法令 Order on measures relating to the interruption

of work or closing down of undertakings (十一月八日) 及同行政取締規則(十一月八日)

一九二一年度、企業の貸借對照表及損益勘定に關する法律(二月五日)、不具者雇傭法に關する聯邦勞働省省令 Administrative Order of the Federal Minister of Labour under the Act on the employment of disabled men (二月二十一日、四月二十八日、七月二十一日)、經濟的復員の終了に關する法令(二月十八日)、經濟的復員期間中の復職に關する法令の修正命令(三月五日)、勞働者の住居徵發に關する普魯西公安省の省令 Order of the Prussian Ministry of Public Welfare on the requisitioning of workers dwellings (七月二日)、所得稅法修正法(勞力所得に對する課稅) (三月二十四日) 貨銀所得稅に關する法律 (七月十一日)、所得稅法修正法(勞力所得に對する課稅) (十二月二十日)、貨銀所得稅に關する聯邦財政省の行政取締規則(十一月三日)、貨銀所得法に關する行政取締規則修正の聯邦財政省々令(十二月二十二日)、勞力所得差押に關する命令の修正法 Act to amend the Order on the attachment of earned income (十二月二十三日)、商法第六十八條第一項、第七十四條第二項第一段、第七百五十六條第二段及產業法第百三十一條第一項に規定する給料及貨銀量別を定むる新取締規則を包含する法律(七月十二日)

聯合會は其他にも尙多くの法律案の作成及立法の準備作業に助力したが、今此を擧げれば次の如くである。工場協議會委員中より管理局代議員を選任する事に關する法律案 Bill on the appointment of members of works councils as delegates to control boards (工場協議會法第七十條に關するもの)、勞働裁判所に關する法律案、產業勞働者及雇人の勞働時間調整に關する法律案、家內奉公人に関する法律案、家庭勞働者に關する法律案、雇人の契約權及職業的危險の分配に關する立法提案 (民法第三百二十三條及第六百十五條に關するもの)

一九二二年度、一八九〇年七月二十九日及一九〇一年六月三日の工業裁判所に關する法律及一九〇四年七月六日の商業裁判所に關する法律の修正法(一月十四日、帝國法典第一輯一五五頁、(B. G. B. I. pl55)十一月二十七日帝國法典第一輯八八七頁、三月十五日帝國法典第一輯一九三頁、六月十六日、帝國法典第一輯三八四頁)工場協議會委員中より管理局代議員を指命するに關する法律案 (十一月十五日、帝國法典第一輯二〇九頁)、同法による選舉に關する法令(三月二十三日、帝國法典三〇七頁)、住宅建築獎勵課稅法修正法

(一九二一年六月二十六日、帝國法典第一輯七七三頁、三月六日、帝國法典第一輯二三五頁)聯邦家貸法 Federal Rent Act (三月二十九日、帝國法典二七三頁)、不具者の解雇を制限する法律(三月二十四日、帝國法典第一輯二七九頁、七月十九日、帝國法典第一輯五十九頁)復員令の施行期間を延長する法律(三月三十日帝國法典第一輯二八五頁、十月二十六日、帝國法典第一輯八〇二頁、一九二三年三月二十三日、帝國法典第一輯二一五頁)住宅缺乏に關する法律の施行期間を延長する法律(六月二十八日帝國法典第一輯五二九頁)無報酬の保安判事陪審官及代表者の賠償に關する法律及命令 Act and Order on indemnities for unpaid magistrates, jurymen, and representatives (七月四日及八日、帝國法典第一輯五六一頁)同賠償額を増額する法令(七月二十九日、帝國法典第一輯六七三頁、十一月十日帝國法典八五七頁)所得稅法修正法(七月二十日、帝國法典第一輯八〇六頁)、商法第六十八條第一項、第七十四條第二項第二段及工業法第一百三十三條に明記する給料及賃銀量別決定の新取締規則を包含する法律(七月二十一日帝國法典第一輯六五二頁、十二月二十二日、帝國法典第一輯九六七頁)、職業紹介法 Act on employment exchanges (七月二十二日、帝國法典第一輯二八五頁所載一九二一年四月一日の復員令の施行期間を延長する法律の施行法(八月十七日帝國法典第一輯七一七頁)、勞力所得差押に關する法令の修正法(十月二十六日帝國法典第一輯八〇六頁)、給料、恩給其他の俸給の差押を條件とする債務に關する取締規則の修正法 Act to amend the regulations on the liability to attachment of salaries, pensions, and other emoluments (十月二十六日、帝國法典第一輯八〇五頁)、不具者雇傭法修正法(十二月二十三日帝國法典第一輯九七二頁)

以上の法律及命令中には、單に從來の立法規定を、絶えず下落して行く通貨下落の傾向に適應させるだけの意味のものもあるが、其他に聯合會では、次に示す如き種々なる法律案の作成及立法の準備作業に從事した。勞働裁判所に關する法律案、工業勞働者及雇人の勞働時間取締に關する法律案、企業の閉鎖作業の中止及時間短縮に關する法律案、失業保険に關する法律案、雇人の契約権に關する立法の提案及職業的危險の分配に關する立法提案(民法第三百二十三條及第六百十五條に關するもの)、勞働者住宅に關する立法提案(此問題は、遂に一九二三年六月一日借家人保護法帝國法典三五三頁所載によつて解決した以上の法律、命令及法律案

は、大部分は、聯合會の社會政策委員會に關係のあるものであつた。

一九二三年度 坑夫共濟組合法(六月二十三日)、雇人保險法及聯邦保險法の修正法(七月三日)、國內の或一定地方の復職及解雇に關する法律(七月十七日)、一九二一年十一月一日の失業救濟令の修正法(七月十九日)、聯邦保險法の修正法(七月十九日)、企業課稅法(八月十一日)、傷害保險法の修正法(八月二十日)、疾病保險の基本賃銀に關する命令(八月二十日)、傷害保險の例外方法に關する法律(十月八日)、企業の閉鎖及時間短縮に關する命令(十月十三日)、失業救濟基金に關する命令(十月十三日)、失業者及時間短縮労働者救濟の性質、量及期間に關する訓令 Instructions as to the nature, amount and duration of relief for the unemployed and for workers on short time (十月二十四日)、失業救濟基金に關する命令の行政取締規則(十月二十五日)、復員令の施行期間を延長する命令(十月二十九日)、和解に關する命令 Order on conciliation (十月三十日)、社會保險の簡略化に關する命令(十月三十日)、職業紹介所法の修正命令 Order to amend the Employment Exchanges Act (十月三十日)、時間短縮労働者の救濟に關する訓令 Instructions as to relief for workers on short time (十一月三十日)、和解法の施行命令 (十二月十日)、國內の或一定地方に於ける復職及解雇に關する法律の廢止命令(十一月二十日)、勞働時間に關する命令(十二月二十一日)、和解令の施行に關する第二命令(十二月二十九日)

一九二四年度 病院及此と類似の團體の勞働時間に關する命令(二月十三日)、不具者法による行政命令(二月十三日)、失業救濟及基金の設置に關する命令及職業紹介所法の修正命令(二月十三日)、失業救濟及失業救濟基金の設置に關する命令中字句修正の告示(二月十六日)、雇人保險の職業別に關する取締規則(三月八日)、失業救濟令による行政命令(三月十三日)、復員委員會の事務閉鎖の命令 Order for the suppression of the office of the Demobilisation Commissioners (三月二十五日)、失業救濟令による行政訓令(三月二十五日)、緊急救濟事業に雇傭したる労働者の補助手當及賞與金に關する命令の施行期間に關する命令(三月二十五日)、雇人保險及疾病保險の保險料及保險金に關する命令(四月十六日)、勞働時間令による行政訓令(四月十七日)、失業救濟に關する第三回の行政命令(五月二十四日)、失業救濟命令の修正法(八月十一日)、失業救濟命令による第五回の行政命令(十一月十四日)、聯邦

保険法の字句改訂(十二月十五日)

一、九二五年度、疾病保険の所得及収入の限界に關する命令(一月十日)、被炭工場及熔鐵爐工場の労働時間に關する命令(一月二十日)、不具者保険の保険料取立週數の計算方法に關する命令(二月七日)、雇人保険の保険料取立月數の計算方法に關する命令(二月七日)、外國占領地域内に於ける社會保険料の支拂に關する命令(二月七日)、傷害保険の保険料に關する第二回の命令(二月十六日)、不具者保険の扶助料計算方法の修正法 *Act to amend the method of calculating pensions in invalidity insurance* (三月二十三日)、雇人保険の補助金に關する法律(三月二十三日)、海員失業者救助金の支拂を擴張し期間を延長する法律(三月二十七日)、緊急救助事業の労働者に對する補助手當及賞與金に關する訓令の施行期間に關する命令(三月二十七日)、家庭作業の職業別委員會に關する命令(三月二十八日)、不具者保険の扶助料計算方法修正法の施行命令(四月一日)、雇人保険の補助金に關する法律の施行命令(四月一日)、雇人保険の年労力所得の限界に關する命令(四月二十三日)、炭坑幼年労働者の雇傭に關する命令(四月二十四日)、公共救助事業に關する取締規則(四月三十日)、失業救濟命令による行政取締規則の修正(五月一日)、及新内容の告示(五月一日)、商船、電線敷設船、練習船及、魚船に雇傭せられ、聯邦保険法第四章によつて強制保険に加入すべき者の保険に關する第三回の命令(五月八日)、疾病保険を雇傭に起因する職業病に擴張する命令 *Order to extend accident insurance to occupational diseases due to industrial employment* (五月十二日)、展鐵斷裁工場の婦人及幼年の雇傭に關する命令(四月一日)、雇人保険の救濟金を待つ期間を短縮する訓令(七月四日)、傷害保険に關する第二回の修正法(七月十四日)、賃銀簿の料金に關する法律 *Act on fees for workbooks* (七月十六日)、雇人保険及不具者保険の發達及聯邦保険の保健手段に關する法律(七月二十八日)、一九〇三年三月三十日の企業に於ける幼年者雇傭法の修正法(七月三十一日)、代用基金による雇人保険の施行命令 *Order for the administration of employees insurance by the substitute funds* (八月四日)、外國の占有地域内に於ける不具者保険及雇人保険の保険金支拂に關する命令(八月十四日)、労力所得に對する課稅額制限法(九月三日)、公共救助事業に關する聯邦主義の修正命令 *Order to amend the Federal*

Principles relating to public relief works (九月七日)、商船、電線敷設船、練習船及漁船に雇傭せられ、聯邦保険法第四章によつて強制保険に加入すべき者の保険に關する第四回の命令(九月十日)、家内工業家及煙草工業其他其關係工業の雇人及労働者に特別救助金を支出する行政取締規則(十二月十六日)、労力所得に對する課稅を輕減する法律(十二月十九日)、
國際勞働局の管理委員會に關する法律 *Act relating to the Governing Body of the International Labour Office* (五月二十五日)、失業に關するワシントン條約に關する法律(五月二十五日)、海員求職設備に關するゼノア條約に關する法律(五月二十五日)、農業勞働者の團結權に關するゼネバ條約に關する法律(五月二十五日)、農業勞働者の補償に關するゼネバ條約に關する法律(五月二十五日)、失業に關するワシントン條約に關する告示(七月三十日)、海員求職施設に關するゼノア條約に關する告示(七月三十日)、農業勞働者の團結權に關するゼネバ條約に關する告示(七月三十日)、農業勞働者の補償に關するゼネバ條約に關する告示(七月三十日)

綱領

以上に於いて大體戰後に於ける雇主組合運動の事業を説明した積りであるが、以下此事業遂行の精神となつたところのものが如何なるものであつたかを檢して見たいと思ふ。併し此點に就いては、一九一九年以來獨逸の經濟生活に起つた變革が極めて徹底的な完全なものであつたので、到底此論文の範圍内では、最近數個年間の社會政策を詳述することは出來ないのである。況して其中に含まれた問題——特に重要な團體契約、賃銀、労働時間及爭議調停の領域に於ける問題——は、事實上經濟政策上の問題と切つても切れない深い關係があるばかりでなく、同時に國家の外交政策とも關係があるのである。愈々其然るを思ふのである。讀者は恐らく、一九一九年以來獨逸で發布した社會政策の領域に於ける法律及命

令を一瞥した丈けでも、獨逸雇主組合聯合會が過去數年間に此方面で成し遂げた事業の如何に大事業であつたかを想見することが出来るであらう。尙其他に、雇主組合は、前にも述べた様に、爭議によらず團體契約によつて各産業の労働條件を調整せんことを企てたのであつて、此事業も、労働時間の問題及爭議調停の問題と密接な關係を有する他、經濟狀態の不斷の變動に應じて賃銀を調整する事が必要であつたから、従つて頗る複雑ならざるを得なかつたのであつた。

戰爭以來獨逸の雇主は、一團となつて、困難な鬭争を續けて來たのであつて、現在でも尙其鬭争を續けてゐる。而も尙此と同時に雇主は、其企業を改造し、官僚主義の束縛から産業を開放し、雇主の立場を理解せしむる爲に輿論を教育しなければならなかつた。雇主組合は此が爲に幾度か、最近數年間及現在の大きな社會問題に對して採つた其態度に就いて聲明書を發表した。今其雇主組合聯合會の現在の綱領の主要點を説明すれば、大體次の如くである。

社會政策一般

雇主組合聯合會は、社會政策の必要を認めるに決して、客かなるものではない。今日に於いても以前と同様、此方面的健全なる政策を擁護せんことを宣言するばかりでなく、更に進んで喜んで此に協同せんとするものである。一體、社會政策といふものは、國家の一般政策の一部を成すもので、其名の示す如く、社會の重要な分子の利益を、國家の範圍内において國民の最大幸福の爲に保護するものである。決して労働者のみ若くは労働者中の或特種のものゝみに關するものではない。其目指すところは、一般の幸福に在るのであつて、此目的の爲に或種の者を保護するには、其は、是非共其時々の實際の必要に適應するものであることを必要とする。換言すれば、其は經濟的事實に基いて打ち樹てらるべきものであつて

其國の經濟的事情及財政的資源によつて制限せらるゝものである。

此原則に従へば、其一切の手段の基礎たるべきものは、産業の自治といふ事であつて、従つて行爲の自由及關係者間の責任 (freedom of action and the responsibility of the interested parties) を保證するものでなくてはならぬ。國家の干渉、國家の權力、國家の制度といふものは、私人の發動心のない場合國家の目的上必要とする限りに於いて、始めて是認せらるゝものであつて、獨逸雇主組合聯合會は、此意味に於いて始めて協同經濟 collective economy の原則に一致するものであり社會に對する個人の責任を認むるものであつて、同時に又國民各要素の獨立を要求するものである。合同産業協議會の如きも、此總ての關係者の責任及自由發動心の原則 (principle of responsibility and free initiative of all parties concerned) に従つて打ち樹てらるべきは勿論である。

合同産業協議會

雇主は、當事者が夫々其責任を負ひ獨立を維持し、一般的政策に服從して、討論を自由に行ひ、契約を自由にするところ本來の根本原則に基いて、喜んで合同産業協議會の原則を認めるものであつて、此意味に於いて又、此等の原則を認容し、労働者の主要部分を、代表する労働者團體の自由に創立せらるゝことを喜ぶものである。

結社の自由

完全なる結社の自由 (Complete freedom of association) ムルムーンは、労働者の主要なる要求の一を成すもので、雇主

も亦、此原則を擁護し、事の如何を問はず此自由を制限するものは總て此に反対するものであることを宣言する。併しながら、雇主は、此結社の自由——其は明らかに雇主にも労働者にも平等に適用すべきものである——を以て、個人の自由に次ぐ第二次的な意義を有するものとし、従つて關係個人の行為の自由を犯して強制的に組合員たらしむるが如き事に墮してはならないと考へるものであつて、此意味に於いて、假令組合自身の意思に基くにせよ、或は又國家若くは社會の意思に基くものにせよ、此の如き強制手段を講ずるものに對しては、飽くまで此に反対するものである。

又、此の如く結社の自由を認めると共に、雇主は、労働者の労働組合をも認めるものであるが、併しながら、決して或特殊の組合若くは特種の傾向のもの specific union or tendency のみが労働者の代表權を獨占することを認むるものではない。

同 盟 罷 業

同盟罷業權といふ特種な權利を認めることは出來ない。同盟罷業といふのは、權利の問題ではない。事實の問題である。權利の問題は、事實使用の限界を定める場合に始めて現はれて來るものであつて、此限界は、公の安寧及一般的利益によつて決定し、此限界を越えた同盟罷業は、總て皆禁止せらるべきものである。従つて此を實際に就いて言へば、公益事業及必需品の製造工業は、當然此意味に於いて先づ第一に同盟罷業に對して保護せらるべきものであつて、以前の條件で作業を繼續せんとする者に對しても保護を保證することが必要である。最後に、急を要する作業に就いては、公益事業及必需品の製造工業の場合のみでなく、一般私企業の場合に就いて、團體間の契約或は法律によつて其遂行を保證すべきであ

る。

團 體 契 約

雇主組合は、決して團體契約の原則を排斥するものではなく、合同産業協議會を以て其發達の根本的基礎を成すものであると考へるものである。合同産業協議會は、自由團體交渉の基礎に基いて打ち樹てられたものであつて、此意味に於いて、雇主組合は、國家の干渉から獨立に、夫々其責任を尊重し合同産業協議會の原則を確認する、労働者側及資本家側の責任ある團體によつて自由契約を取り結ぶといふ政策だけを認容することが出来る。契約の適用する職業地域及個人は、其關係組合の定むべきものであつて、雇主は、其他、團體契約が確定的に無條件的に拘束力のあるものであるといふ根本原則を認めるものである。⁽¹⁾

(1) フリツ・シツツラー『獨逸に於ける團體契約法』、國際勞動時評第四卷第四號、一九二二年十月號、五一——五二六頁 (Fritz Sitzler: The Law of Collective Bargaining in Germany" in International Labour Review, Vol. IV, No. 4, Oct. 1922, p.p. 511 —526) 参照。

貨 銀 政 策

貨銀に關しては、雇主は、一切の日和見主義的政策乃至利己主義的な政策を排斥すると共に、國全體を通じての貨銀標準又は一定産業若くは一定地域内の貨銀標準といふ様な觀念は、個々の場合に貨銀を決定する基礎として、不適當である

から、従つて生活費の他に、各産業及各職業の特種な條件及可能性に對して、先づ第一に注意を拂ふべきものであると考へるものである。又、雇主は、國家及労働組合に向つて此立場を採用せんことを要求し、貨銀引上の不斷の企に對して制限を加へんことを要求するものであつて、然らざれば、經濟狀態及財政狀態は、爲めに混亂するに至るであらうと主張するのである。雇主組合は、戰前の貨銀率を現在の貨銀率に比較する嚴密な方式を認容する事を喜ばない。尙、貨銀政策の重要な目的としては其他に、世界市場に於いて外國の競争に應戰し、國內市場を復活するといふ目的がある。さうして其第一の條件は、失業の防止、第二の條件は、生産費引下によつて生活費を引下げ、此によつて購買力を増進するといふ事であつて、家賃の騰貴に應する爲に行ふ名目貨銀の増額が、國家の財政狀態及全經濟生活を危殆に瀕せしむるに至らない様にするに在るのである。熟練労働者と不熟練労働者、成年労働者と未成年労働者の間の貨銀の懸隔は、凡ゆる手段によつて益々増大すべきものである。

爭 議 の 調 停

團體契約の從來の慣習から言へば、其内容は、關係當事者間の自由契約によつて定むべきものであつて、決して國家の強制によつて決定すべきものではないが、併し雇主組合は、決して仲裁裁判によつて労働爭議を調停する事に對して反対を唱へるものではなく、却つて、國家の干渉を不必要ならしめるが如き制度を團體契約によつて制定すべきものであると主張するものである。又、此と同時に、仲裁裁判の管轄區域を擴大し、關係諸團體の信賴する仲裁裁判官を其他に指名すべしとする提案を擁護すると共に、此等の仲裁裁判官及其副裁判官 (arbitrators and their deputies) の他に、多くの地方仲

裁裁判委員會 (local official arbitration committee) を維持する事を不必要とし、現在不必要な此等の役員の退職を要求するものであつて、同時に、仲裁裁判の費用は、何れの場合に於いても關係當事者双方の負擔すべきものであると考へる。團體契約によつて設立した仲裁裁判委員會は、官設の仲裁裁判に優先するものであつて、官設の機關による労働爭議の調停は、團體契約により又は特別に設立した任意機關が活動せず又活動し得ない場合に限つて始めて行はるべきであるが併し此場合にも、國家の干渉は、なるべく制限するようにする事が肝要である。仲裁裁判の判決が拘束力を有するものであるか否かを、一般的に又は個々の場合に就いて、關係當事者間で協定して置くことも出来る。此否かといふ點は、原則上關係當事者の決定に従ふべきものであつて、前以て別段に、私設又は官設の仲裁裁判官の判決が拘束力を有するものであるか否かを、一般的に又は個々の場合に就いて、關係當事者間で協定して置くべきであるが併し此要するに、雇主組合の根本的目的は、貨銀政策及團體契約に關する國家の強制を避け、産業に對する官僚の干渉を防止し、以て強制的な團體契約の制定を避けるに在るのであつて、此根本原則の上に立つて、現在の爭議調停方法の改善の爲に、労働組合と提携せんとするものである。雇主組合は又、一九二三年十月三十日の仲裁裁判法第二條に規定するが如き、労働法に關する爭議調停の特別管轄權の設定に對して反対を唱へるものであつて、聯合會は、労働法の問題に關する一切の係争が、普通裁判によつて決定せらるゝ事を要求すると共に、此意味に於いて労働裁判所を普通裁判所中に合併する法律を採用する事を希望するのである。

勞 動 時 間⁽¹⁾

雇主は、労働時間法に就いて、先づ自由に締結する團體契約によつて労働時間を定め、次に工場契約 works agreement

によつて此を決定し、最後に此等二種の方法中其何れの方法をも行ふことを得ない場合に、例外的に國家が個々の場合に就いて決定するところに從ふ旨を規定せんとするものであつて、八時間労働制の限界を設くることは、單に此等の諸方法によつて調整し得ない場合に限り、同法の規定する例外規定に従つて此を行はうとするものである。此意味に於いて、雇主は、劃一的な十時間労働制にも八時間労働制にも等しく同様に反対せんとすると共に、二交替制 two-shift system が生産費の節減を意味する限りに於いて、何時でも此を使用することが出来る事を要求するものである。又、雇主組合は、ワシントンの八時間労働制の條約に就いて、何時でも此を使用することが出来る事の批准せざるに先立つて、賠償金支拂の義務を負ふ獨逸のみが、此を批准するといふ事に反対するものであつて、獨逸の産業は、其生産を増加せんが爲に、諸外國に對して社會的ダンピングを行ひつゝあるのだといふ辯解は、此等諸外國の労働時間が如何なる状態にあるか、又、敗戦の結果獨逸の國民的生産の上に課せられた負擔の如何なるものであるかを思へば、殆んど取るに足らない意見である。

(1) 獨逸労働時事問題(獨逸雇主組合聯合會叢書第八)。

社　　會　　保　　險

雇主は、労働能力の上から言つても國民的保健の意味から言つても、社會保險を維持する事が極めて必要である事を認める。又、現在の如く社會保險上に三種の分科(疾病保険、傷害保険、雇人及不具者保険)を設けることも、其各々の基礎及職分が夫々法律上からも事實上からも全く相異つてゐる限り、當然其然るべきを認めるものである。但し此場合此を公共事業に適用する場合にも私企業に適用する場合にも、此に對して最高經濟の原則、最高單純化の原則、及最高度の生産

費節減の原則を用ゐなくてはならない。又、國家の補助金制度が廢止になつてからは、社會保險の費用全部は、各産業が當然負擔すべきであつて、此故に、産業は、此點に關して其希望が相當に尊重せられんことを望むものである。

失　　業

失業撲滅の最上の武器は、生産の増進といふことである。失業救濟 unemployment relief は、當然其中に此目的を包含すべきもので、此目的を有してこそ始めて生産的な失業救濟は行ひ得るのである。失業救濟を以て、労働爭議の場合に、其双方の乗すべき弱點として利用するが如きは、甚だ不可である。

失　　業

雇主は、廢兵に對して、夫々其工場で有効な生産的な仕事を與へんとするものであつて、此點に就いて雇主組合聯合會は、合理的な任意的協同によつて始めて此問題は完全に解決せらるゝものであるとの意見を有し、此意味に於いて、絶対的に必要な場合以外には、強制的な立法手段は避くべきである。

以上の綱領は、當時の雇主組合聯合會の會長であつた博士エルンスト・フォン・ボルシツヒ Dr. Ernst von Porsig が一九二四年三月、獨逸産業聯合會との合同大産業會議の席上で發表したもので、此綱領の主要點は、其後未だ曾つて修正を見たことのないもので、雇主組合運動が如何に國家國民の生活及獨逸の文化と密接な關係を有するものであるかは、此綱領によつて覗ひ知ることが出来る。又、讀者は、恐らく此によつて、雇主階級に課せられた職分に對して獨逸の雇主が採

の過去、現在及未來の態度を了解せんとするものであつて可也。

(1) 主要参考書は次の如し。

『獨逸雇主組合聯合會事業報告』一九一九年度、一九二〇年度、一九二一年度、一九二二年—一九二四年度(Geschäftsbericht der Vereinigung der deutschen Arbeitgeberverbände 1919, 1920, 1921, 1923—1924)

エーテル・トヨシク著『雇主の國體』(H. A. Dueck: Die Organisation der Arbeitgeber.)

オーライアロック著『獨逸雇主組合の國民經濟的意義』(O. Leibrock; Die volkswirtschaftliche Bedeutung der deutschen Arbeitgeberverband)

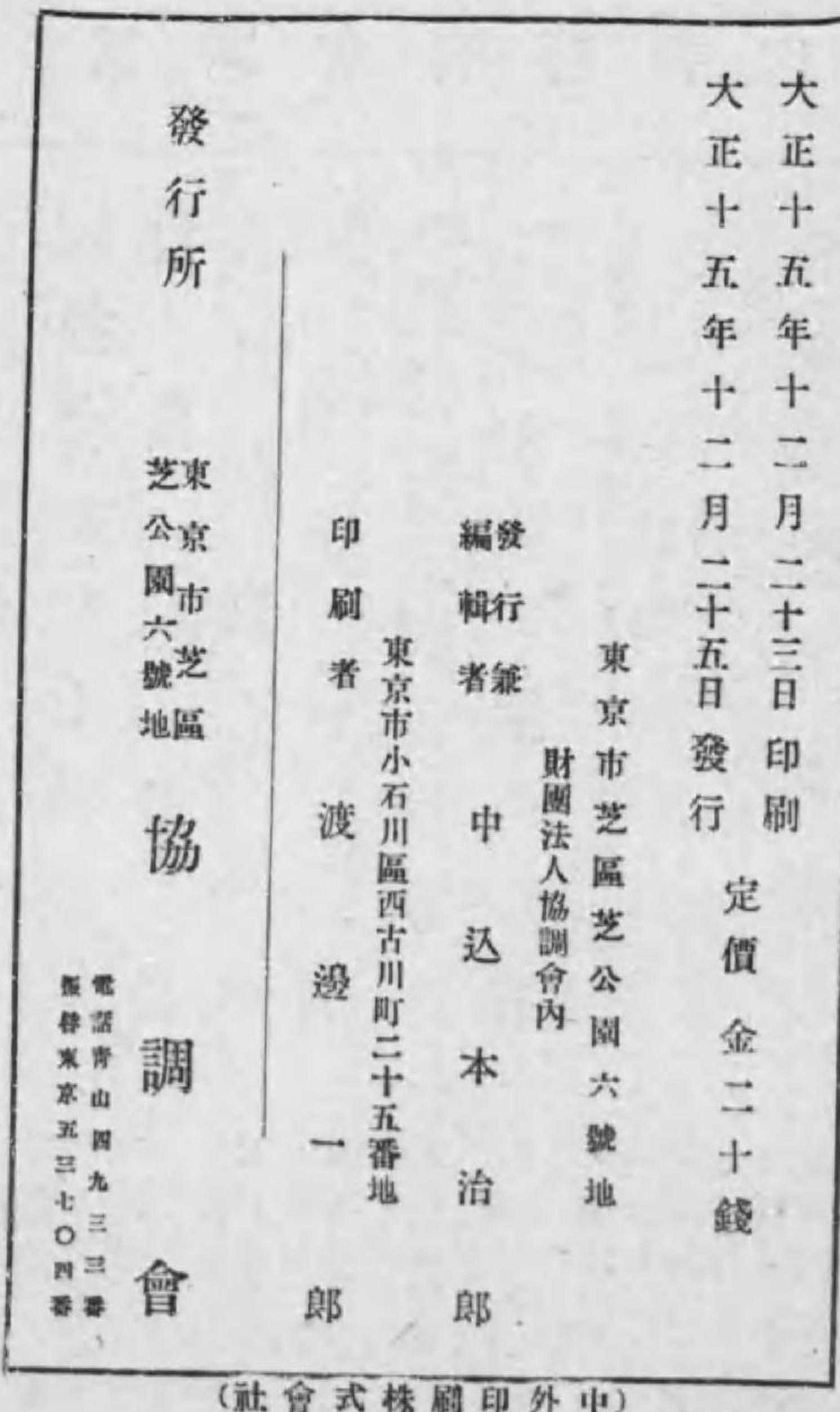
ショリューター著『企業者團體の原理』(Schluter; Grundgesetz der Unternehmerorganisation)

バー・ファン・ライスウイツ著『政治的企業者團體』(H. von Reiswitz: Die politische Organisation des Unternehmertums)

ヨフ・テンツラー著『雇主組合の發達、組織及活動』(F. Tünzler; Entwicklung, Organisation und Tätigkeit der Arbeitgeberverbände)

イデム著『組織問題論』(Idem: Vortrag über Organisationsfragen) 獨逸雇主組合聯合會叢書、第十。

ゲー・ケスラー著『獨逸雇主組合』一九〇七年 (G. Kessler: Die deutsche Arbeitgebervereinde 1907)



協 調 會 刊 行 書 目

各國勞動組合運動史	獨逸勞動組合運動史	消費組合論	送定料價書留十八錢圓
各國勞動法規集	各國勞動法規集	各國勞動法規集	送定料價書留十八錢圓
一九二六年英國炭坑爭議の意義	一九二五年英國炭坑爭議の意義	送定料價書留十八錢圓	送定料價書留十八錢圓
一九二六年英國炭坑爭議の經過	一九二五年英國炭坑爭議の經過	送定料價書留十八錢圓	送定料價書留十八錢圓
各國勞動爭議統計	各國勞動爭議統計	送定料價書留十八錢圓	送定料價書留十八錢圓
於英國に於ける産業平和維持策の現勢	於英國に於ける各國勞動界の情勢	送定料價書留十八錢圓	送定料價書留十八錢圓
送定料價二十二十錢	送定料價四三十錢	送定料價六一錢	送定料價二二十錢

524

562

終

